

上市町告示第79号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による相ノ木中部北地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和4年9月20日

上市町長 中川 行孝



## 大字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「久金新」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
上市町	飯坂新		201 の一部、202 の一部、249
	久金		272、277 の一部、278 の一部、279 の一部、280

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「飯坂新」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
上市町	久金新		82、83
	久金		274、275、276、277 の一部、278 の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「久金」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
上市町	久金新		1、2 の一部、3 の一部、8 の一部、9、10、11、 29 の一部、30 の一部、31 の一部、34 の一部、 35 の一部、36 の一部、37 の一部、38 の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む。